

周西の「いいね!」と「楽しい!」をつなぐ。

周西ファンBASE 設立総会



日 時 令和7年9月28日(日)
 午前11時から正午

場 所 周西公民館・ホール

周西ファンB A S E 設立総会次第

日 時 2025年9月28日（日）
 午前11時から
場 所 周西公民館・ホール

1 開 会

2 定足数の確認

3 議長の選任

4 議事録署名人の選任

5 審議事項

- (1) 議案第1号 周西ファンB A S E 設立の件 01
- (2) 議案第2号 確認書の確認の件 02
- (3) 議案第3号 周西ファンB A S E 規約に関する件 03
- (4) 議案第4号 設立当初の会費に関する件 10
- (5) 議案第5号 事業計画及び予算に関する件 11
- (6) 議案第6号 設立当初の共同代表及び監事に関する件 17
- (7) 議案第7号 事務所の決定に関する件 18

6 市長挨拶

7 閉 会

○ その他（説明・連絡事項など）

設 立 趣 意

江戸時代末期の周西地域は、漁業と農業で生計を立てる半農半漁の小さな村でした。昭和後期に入ると、製鉄所の進出とともに全国各地から多くの人々がこの地に移住し、先人たちの暮らしと新しい文化や産業が調和した、特色ある地域コミュニティが築かれていきました。

しかし、近年の少子高齢化や人口減少、価値観の多様化により、これまで当たり前とされてきた地域の「つながり」が徐々に希薄になりつつあります。これらの影響により、地域交流や地域の担い手の減少、空き家や空き店舗の増加など、将来の持続可能性に関わるさまざまな課題が明らかになってきました。

こうした状況を踏まえ、地域内外の多様な人々が関わり合い、周西の魅力を再認識して、発信し、「世代を超えてまちづくりを楽しめる場」をつなげていく機運が高まりました。2024年6月には、きみつ地域づくり協議会 周西地区設立準備会が発足し、地域住民らによる意見交換会が行われ、周西の将来像や地域資源の活用方法について幅広い議論が交わされました。

約1年間にわたり議論を重ねた結果、これまで周西地域を支えてきた団体や多様な担い手をつなぎ、周西に関わる全ての人の交流と親睦を深めながら、良好な地域社会の維持と活力あるまちづくりを推進するため、新たな地域活動組織を設立することが最適であるとの結論に至りました。

新たな地域活動組織の名称は「周西ファンB A S E」とし、地域全体での助け合い、地域の魅力及び情報発信、地域資源を活かした自主事業、団体及び個人による企画・イベントの支援を主な取り組みとします。

組織の利益のみならず「周西地域全体」の利益を重視し、周西に関わる全ての人が誇りを持てるまちづくりに取り組み、次世代へとつながる周西の未来を築いてまいります。

2025年9月28日

団 体 確 認 書

2025年9月28日

周西ファンBASE

周西ファンBASEは、次に記載のとおり該当することを、2025年9月28日に開催された設立総会において確認しました。

1. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
2. 政治上の主義の推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
3. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
4. 暴力団でないこと
5. 暴力団の統制下にある団体でないこと
6. 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
7. 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

議案第3号 周西ファンBASE規約に関する件

規 約

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 運営及び監事(第5条～第9条)
- 第3章 会員(第10条～第13条)
- 第4章 総会及び運営委員会(第14条～第25条)
- 第5章 資産及び会計(第26条～第32条)
- 第6章 規約の変更及び解散(第33条～第35条)
- 第7章 雑則(第36条・第37条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、周西ファンBASE（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、千葉県君津市人見1296番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域のヒト・モノ・コトをつなぎ、自主的な共同事業を通じて、良好な地域社会の維持と信頼関係の基盤構築を図るとともに、地域資源を活かして地域の担い手を増やすことを目的とする。あわせて、周西地域への郷土愛を育み、人々が主体的にまちづくりに関わることで、持続可能で住みよい地域を会員自ら築いていくことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) イベントの企画及び実施に関する事業
- (2) 日常生活における困りごとへの支援に関する事業
- (3) 高齢者支援及び子育て並びに教育支援に関する事業
- (4) こども及び若者の居場所づくりに関する事業
- (5) 空き家対策及び防犯並びに防災に関する事業
- (6) 移動手段の確保に関する事業
- (7) 環境保全に関する事業

- (8) 経済振興及び観光振興に関する事業
- (9) 文化、芸術、歴史及びスポーツの振興に関する事業
- (10) 地域特産品等の生産、販売及び広報に関する事業
- (11) 前各号に掲げる地域活動を行う個人又は団体の運営若しくは活動の支援に関する事業
- (12) 前各号に附帯する一切の事業
- (13) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 運営及び監事

(種別)

第5条 本会に、共同代表（5名以内）を置く。

- 2 共同代表は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により選任する。
- 3 共同代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 共同代表のうち1名を渉外活動の責任者とする。
- 5 本会に、事務局員を置くことができる。
- 6 事務局員は、共同代表が任免する。

(共同代表等の職務)

第6条 共同代表等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 共同代表は、この規約に基づき本会の業務を統括し、これを遂行する。
- (2) 渉外活動の責任者は、外部団体との連絡・調整、事業に係る契約の締結、各種申請・届出等その他対外的な業務において本会を代表し、必要な手続きを行う。
- (3) 事務局員は、共同代表の指示のもと、本会の事務、会計その他の業務を補助する。

(監事)

第7条 本会に、監事を2名置く。

- 2 監事と共同代表は、相互に兼ねることができない。
- 3 監事は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、選任するものとする。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 共同代表の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告を行うために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(報酬等)

第8条 共同代表及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務の執行に要した費用は、これを弁償することができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、共同代表が別に定めるものとする。

(解任)

第9条 共同代表及び監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、その職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその他本会の役職者としてふさわしくない行為があったとき。

第3章 会員

(会員)

第10条 本会の会員は、第3条の目的に賛同し入会した正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は個人とし、本会の事業に実際に参加するとともに、総会において議決権を有する。

3 賛助会員は個人又は団体とし、本会の趣旨に賛同して事業を支援するために寄附又は寄附金を納入するものであり、議決権を有しない。

(入会)

第11条 正会員又は賛助会員として入会を希望する者は、別に定める入会届を運営委員会に提出するか、又は本会が指定するインターネット上の入会フォームから申請し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入会することができない。

(1) 暴力団その他反社会的勢力に所属し、又は関与している者

(2) 公序良俗に反する行為を行っている者

(3) その他本会の目的に著しく反すると認められる者

(会費等)

第12条 正会員は、本会の目的を達成するため、会費を納付しなければならない。会費の金額及び納付方法その他必要な事項は、総会の議決により別に定める。

2 賛助会員の寄附又は寄附金については、別に定める方法により納入するものとする。

(退会等)

第13条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人から退会の意思が運営委員会に示されたとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 2 正会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、運営委員会の議決を経て、その資格を停止し、又は除名することができる。
 - (1) 長期にわたり会費を滞納しているとき。
 - (2) 暴力団その他反社会的勢力に所属し、又は関与していることが判明したとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為を行い、又は著しく社会的信用を損なう行為があったとき。
 - (4) 本会の名誉を毀損し、又は秩序を著しく乱したとき。
 - (5) その他、正会員として不適当と運営委員会が認めたとき。

第4章 総会及び運営委員会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定める事項のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 定例総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催するものとする。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第7条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、共同代表が招集するものとする。

2 共同代表は、第17条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出するものとする。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 21 条 総会の議事は、この規約の定めによる場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会員の表決権)

第 22 条 正会員は、総会において、各 1 個の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

第 23 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 21 条及び第 22 条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 会議の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名しなければならない。

(運営委員会)

第 25 条 運営委員会は、共同代表、事務局員、その他共同代表が指名する者をもって構成し、適宜必要に応じて開催するものとする。

2 運営委員会は、総会において議決された事項の執行に関する事項及び、その他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第5章 資産及び会計

（資産の構成）

第26条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）会費
- （2）寄附金品
- （3）対価性のある事業から得られる事業収入
- （4）資産から生ずる収入
- （5）その他の収入

（資産の管理）

第27条 本会の資産は、共同代表（会計担当）が管理し、その方法は運営委員会が定めるものとする。

（資産の処分）

第28条 本会の資産のうち、第26条第1号に掲げるものについて、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁するものとする。

（事業計画及び予算）

第30条 本会の事業計画及び予算は、共同代表が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の予算が年度開始後においても総会の議決を得ていないときは、共同代表は、予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入及び支出を行うことができる。

（事業報告及び決算）

第31条 本会の事業報告及び決算は、共同代表が事業報告書、収支報告書及び資産台帳を作成し、監事の監査を受けた上で、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第33条 この規約は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければ、変更することができない。

（解散）

第34条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の承諾を得たときは、解散することができる。

（残余財産の処分）

第35条 本会が解散するときに有する財産は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

（備付け帳簿及び書類）

第36条 本会の事務所には、規約、会員名簿、総会及び運営委員会の議事録、収支に関する帳簿、資産台帳その他資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備え置かなければならない。

（委任）

第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表が定めるものとする。

附則

この規約は、2025年9月28日から施行する。

ただし、初年度の会計年度は、施行日から2026年3月31日までとする。

議案第4号 設立当初の会費に関する件

会費の徴収に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、周西ファンBASE（以下「本会」という。）の規約第12条の規定に基づき、本会の会費に関し必要な事項を定める。

（会費）

第2条 正会員は、毎年度、別表に規定する額の会費を納入しなければならない。

2 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（徴収の時期及び方法）

第3条 会費の納入は、本会からの通知に基づき、毎年6月末日までに全額を納入しなければならない。

2 納入方法は、本会指定の金融機関の口座への振込み、又は運営委員会へ直接持参し納入するものとする。

（年度途中に加入した会員の会費）

第4条 年度途中に加入した場合の会費は、加入日が会計年度の2分の1の期間を越えている場合は、半額とする。ただし、学生会員についてはこれを適応しない。

（改廃）

第5条 この基準の改廃は、運営委員会の議決を経て行うものとする。

附則

この基準は、2025年9月28日から施行する。

（別表第2条会費関係）

正会員	2,000円
学生会員 (高校生年齢まで)	500円

1 基本理念

周西の「いいね!」と「楽しい!」をつなぐ

周西ファンBASEは、持続可能な組織運営を目指し、基本理念のもとに掲げる行動姿勢を大切にしながら、経営的な視点を持って周西地域の「つながり」の基盤づくりに取り組む。

2 行動姿勢

- ・ 会員の情熱・好奇心・チャレンジ精神を大切にします
- ・ 笑顔を忘れずに、楽しく無理せず活動します
- ・ 多様な意見や方法を尊重し、協力して進みます

3 今後取り組む主たる事業

今後取り組む主たる事業については、「きみつ地域づくり協議会 周西地区設立準備会」で検討した以下の事業を主たる内容とする。

- (1) イベントの企画及び実施に関する事業
- (2) 日常生活における困りごとへの支援に関する事業
- (3) 高齢者支援及び子育て並びに教育支援に関する事業
- (4) こども及び若者の居場所づくりに関する事業
- (5) 空き家対策及び防犯並びに防災に関する事業
- (6) 移動手段の確保に関する事業
- (7) 環境保全に関する事業
- (8) 経済振興及び観光振興に関する事業
- (9) 文化、芸術、歴史及びスポーツの振興に関する事業
- (10) 地域特産品等の生産、販売及び広報に関する事業

4 2025年度 事業計画

活動初年度においては、地域内外における本会の認知度の向上と活動趣旨への理解促進を重点取組事項とし、会員数の増加を主要目標とする。

なお、本会の活動初年度の事業計画及び予算は、本会の成立の日から2026年3月31日までとする。活動初年度は、次の事業に取り組む。

(1) 全体での取り組み【主担当：運営委員会】

① 広報・情報発信

公式ホームページ、SNS（LINE・X・Instagram等）、会報誌、プレスリリース等を通じて、本会の活動情報及び周西地域の情報を広く発信する。

② 全体イベント

周西地区文化祭：例年11月上旬に周西公民館で開催される「周西地区文化祭」に参加し、本会の活動報告や会員募集の呼びかけ等を通じて、活動の輪を広げる。

③ 未来につなぐ活動

持続可能な組織運営に向けて、各種懸案の調査・検討を進める。

- ・収益や担い手（会員）確保策の検討について
- ・事業者との業務連携や協力関係性づくりについて
- ・その他、未来につなぐ活動

【スケジュール】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
周西地域の催し等	敬老会	周西地区文化祭		成人を祝う集い		レインボーマルシェ
周西ファンBASE全体の動き	運営委員会	・文化祭出展 ・運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会

(2) グループでの取り組み

① 周西ファン食堂【主担当：地域食堂グループ】

周西地区内の各自治会館等を会場に、地域住民らが集まって、一緒に食事をする事で、世代間交流を図る地域食堂を開催する。

初年度は、安全・安心な食堂開設に向けて、食品衛生責任者講習会の受講や衛生マニュアル・チェックリストを作成するとともに、会場利用に向けた調整、食材提供支援者・調理サポーター等を確保し、初年度中1回程度の開催に向けて準備を進める。

【スケジュール】

10月	11月	12月	1月	2月	3月
市内食堂の見学	食品衛生責任者講習会の受講&勉強会	運営協力者依頼、食事提供者依頼	自治会館利用申請提出	模擬地域食堂勉強会実施	第1回地域食堂実施
月1回程度、必要に応じて企画会議を開催する。					

② あれカフェ【主担当：交流カフェグループ】

周西公民館を会場に、地域住民が気軽に集まって交流できる「あれカフェ」を開催する。

初年度は、君津西地区社会福祉協議会が行う「ふれあいサロン」終了後の時間帯を活用し、誰でも自由に立ち寄れるカフェとして、月1回程度の開催を予定している。運営にあたっては、利用者が安心して過ごせるよう、会場運営のルールや体制を整備するとともに、飲み物やお菓子の提供体制を確保し、徴収した参加費用は運営経費に充てる。

また、より地域住民が参加しやすい会場の検討や、世代や立場を超えた交流の場として、地域に根付いた居場所づくりを進めていく。

【スケジュール】

10月	11月	12月	1月	2月	3月
あれカフェ実施	あれカフェ実施	あれカフェ実施	あれカフェ実施	あれカフェ実施	あれカフェ実施
地域住民がより参加しやすい会場の検討を進める。					

③ (仮称)若者チャレンジ【主担当：若者グループ】

若い世代が周西地域を舞台に「自分たちのやりたいことに挑戦する取り組み」をサポートする。

初年度は、活動の中心となる仲間づくりを進めるとともに、すでに開催されている地域のイベントに積極的に参加し、運営の手伝いを通じて地域とのつながりを深める。また、JR 君津駅北口周辺のにぎわい創出を目指し、若者のアイデアや力を活かした活動を展開する。若い世代の自主性を尊重し、自己肯定感を育むとともに、地域の未来を担う人材の育成につなげていく。

【スケジュール】

10月	11月	12月	1月	2月	3月
既存事業等 情報収集	SNS 立ち上げ	駅周辺空き 店舗等調査	企画会議	企画会議	レインボー マルシェ出展
行政や教育機関と連携しながら、若者参加を呼びかける。					

④ 周西魅力探訪スタンプラリー【主担当：スタンプラリーグループ】

周西地域を歩いて、季節の移り変わりを感じながら、歴史や文化を学び、周西の魅力を再発見できるイベントを企画・実施する。

初年度は、グループメンバー自らが周西地域を歩き、学び、スタンプラリーのコースや内容を検討するとともに、協力者や支援者を募り、実施に向けた準備を進める。この取り組みを通じて、地域住民の健康づくりや仲間づくりを促進し、周西地域への誇りや愛着を高め、将来的には地域の活性化につなげていく。

【スケジュール】

10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画会議	秋のスタンプ ラリー実施	運営委員会		運営委員会	企画会議
必要に応じて企画会議を開催する。					

⑤ 周西グルメグランプリ【主担当：グルメグランプリグループ】

周西地域ならではの新たな名産品を開発し、飲食店の活性化と交流人口の拡大を目指す。

初年度は、グランプリのテーマやルール、審査基準などのレギュレーションを検討し、地域内の飲食店や関係者と連携しながら、次年度以降の本格的な開催に向けた準備を進める。取り組みを通じて、「周西といえばこれ!」と誇れる名物を生み出し、地域のにぎわいと魅力づくりにつなげていく。

【スケジュール】

10月	11月	12月	1月	2月	3月
	・文化祭出展 ・レインボー マルシェ出展	レインボーミニ マルシェ出展			レインボー マルシェ出展
グランプリ開催に向けたルール整備などを検討する。					

⑥ 空き家・空き店舗活用【空き家・空き店舗グループ】

周西地域に点在する空き家や空き店舗を「問題」ではなく「地域の資源」として捉え直し、活用方法を検討する取組を進める。

初年度は、地域内の空き家・空き店舗の実態調査の方法を検討する。

【スケジュール】

10月	11月	12月	1月	2月	3月
周西地域の空き家・空き店舗に関する実態把握に向けて、活動体制の構築を進める。					

5 2025年度 予算

収入の部

項目	金額（円）	備考
1 会費	20,000	会費 1,000 円×正会員 20 人
2 寄附金		
3 各種事業収入	55,500	グループ事業の収入合計
4 市交付金	150,000	
5 その他雑入		
合計	225,500	

支出の部

項目	金額（円）	備考
1 事務費	47,500	
（1）消耗品費	16,000	コピー用紙、ファイル等
（2）資料印刷費	20,000	チラシ、ポスター
（3）通信運搬費	6,000	ホームページサーバー代
（4）事務所経費	6,000	1,000 円×6 カ月
2 会議費	0	
3 事業費	171,000	
（1）全体事業	40,000	保険料、のぼり旗等
（2）地域食堂	21,500	食品衛生管理者講習受講料、消耗品等
（3）交流カフェ	21,500	食品衛生管理者講習受講料、資材等
（4）若者参加	45,000	協力謝礼、備品、チラシ等
（5）グルメグランプリ	3,000	チラシ等
（6）スタンプラリー	40,000	チラシ、消耗品等
（7）空き家活用	0	
（8）その他	0	
4 人件費	0	
（1）賃金	0	
5 予備費	6,500	
合計	225,500	

議案第6号 設立当初の共同代表及び監事に関する件

設立当初の共同代表及び監事名簿（案）

周西ファンBASE

役 名	氏 名	居 所	役 割
共同代表	坂井 翔	東坂田	総務・広報
共同代表	佐藤 玉子	大和田	総務・広報
共同代表	佐野 充弘	人見	総務代表（渉外活動責任者）
共同代表	永野 愛子	坂田	総務・庶務
共同代表	野上 慎治	人見	総務・会計

※「総務」には企画・渉外を含む

役 名	氏 名	居 所	役 割
監 事	天笠 等	人見	規約第7条第4項に掲げる職務
監 事	壁屋 元生	西坂田	

（五十音順）

議案第7号 事務所の決定に関する件

規約第2条

(事務所)

第2条 本会の事務所は、千葉県君津市人見1296番地に置く。

参考 資料

■ 周西ファン BASE の基本理念

周西の「いいね！」と「楽しい！」をつなぐ

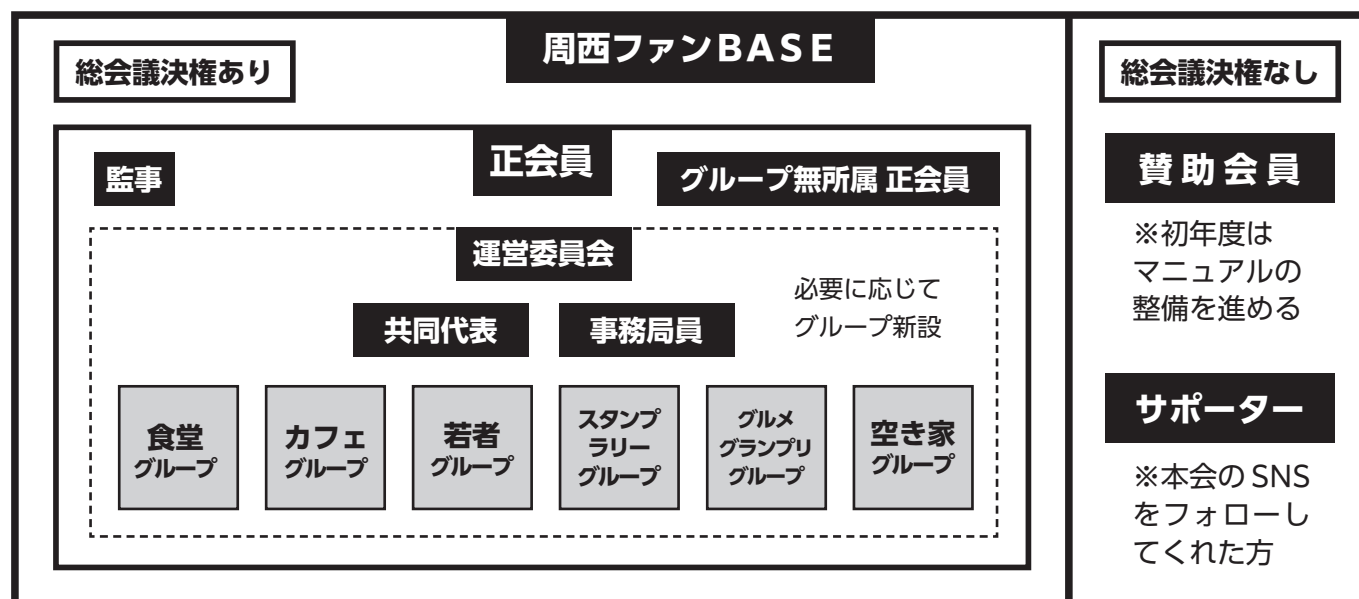
周西ファン B A S E は、持続可能な組織運営を目指し、基本理念のもとに掲げる行動姿勢を大切にしながら、経営的な視点を持って周西地域の「つながり」の基盤づくりに取り組みます。

■ 行動姿勢

- ・ 会員の情熱・好奇心・チャレンジ精神を大切にします
- ・ 笑顔を忘れずに、楽しく無理せず活動します
- ・ 多様な意見や方法を尊重し、協力して進みます



■ 組織図



■ 会議等

総会 開催頻度： 年 1 回（臨時の場合有） 参加者： 全正会員 + 誰でも傍聴可能 内容： 運営に関する重要事項を議決	運営委員会 会議 開催頻度： 月 1 回程度 参加者： 共同代表＋ 参加希望の方 内容： 本会の運営に関する協議	全体会議 開催頻度： 不定期（必要に応じて） 参加者： 共同代表＋ 参加希望の方 内容： イベント等の協議・準備等
--	--	---

■ 会員の種別

本会の運営に関わる会員

01 正会員

総会議決権あり
会費 2,000 円



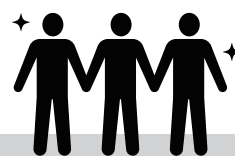
参加方法

入会届または WEB フォームで申し込む。
会費は運営委員会に渡す。
※ 2025 年度中に振込口座を開設予定

寄附等で本会を応援する会員

02 賛助会員

総会議決権なし
寄附又は寄附金



参加方法

2025 年度中に寄附取り扱いマニュアルを整備して、2026 年度の総会まで協議できるよう準備を進める。

■ コミュニケーションツール等

運営委員会：LINE グループチャット
各グループ：LINE グループチャット
周西ファン BASE 全体：LINE オープンチャット

■ 運営委員会から全体への連絡アカウント
メール：susai.town@gmail.com
公式 LINE ID：@812enohp

■ その他 広報に関する事項

▼ 公式ホームページ

本会の活動だけでなく、周西地域全体の動きや魅力などを掲載する公式ホームページを運用していく。



▼ 公式 LINE アカウント

本会の活動や周西地域の情報をプッシュ通知でお知らせする。(2025 年度中に他の SNS アカウントも開設予定)

